

## 介護職員初任者研修課程実施要綱＜学則＞\*

千葉県介護員養成研修事業指定事務取扱要綱に基づき研修課程実施要綱＜学則＞\*を下記のように定める。

なお、事務取扱要綱においては学則を提示することとなっているが、本研修実施場所の江戸川学園おおたかの森専門学校は学校教育法 124 条に定める専修学校であるので、千葉県総務部学事課に専門課程に関する学則を提出している。本研修の受講生は専門学校の専門課程には属さないため、学事課提出の学則にはなじまない。同一校で 2 種以上の学則が存在することは不可能であるので、本研修における「学則」は、「研修実施要綱＜学則＞」として別に届ける。

### （ア）事業者の概要

名 称：学校法人江戸川学園 江戸川学園おおたかの森専門学校

代表者名：理事長 木内英仁

所 在 地：〒270-0198 千葉県流山市駒木 474

研修事業担当者名：直江美樹

### （イ）事業の目的・理念

本事業は、江戸川大学及び江戸川学園おおたかの森専門学校生並びに学校周辺地域の住民のうち、これから介護業務に従事しようとする者または既に介護事業所に就業している者を対象として、基本的な介護の知識及び技術を習得させることを目的とする。

### （ウ）研修の名称

えどせん介護職員初任者研修

### （エ）実施課程及び方法

介護職員初任者研修課程を通学の方法で実施する。

### （オ）研修実施場所

江戸川学園おおたかの森専門学校 H 棟

〒270-0198 千葉県流山市駒木 474

### （カ）研修期間

2026 年 2 月 2 日（月）～2026 年 3 月 12 日（木）

### （キ）受講対象者及び定員

江戸川大学及び江戸川学園おおたかの森専門学校生並びに学校周辺地域の住民のうちこれから介護業務に従事しようとする者または既に介護事業所に就業している者を対象とする。

定員 12 名。※なお、最低開講人数を 6 名とする。

(ク) 研修カリキュラム及び担当講師名

別紙日程表等参照。

(ケ) 実習協力機関

本研修においては実習を行わないため、該当機関なし。

(コ) 研修参加費用

当学園在校生： 35,000 円 (テキスト代込)

一般受講者： 50,000 円 (テキスト代込)

(サ) 研修修了の認定方法

①生活支援技術に関する習得度評価

②修了評価の筆記試験

①②ともに 7 割以上の得点を得たものが修了できる。

認定基準は、理解度の高い順に A,B,C,D の 4 区分で評価した上で、 C 以上の評価基準を満たしたものとして認定する。

認定基準 (100 点を満点とする)

A = 90 点以上、 B = 80 ~ 89 点、 C = 70 ~ 79 点、 D = 70 点未満

〈修了評価筆記試験で基準に満たなかった時の取扱い〉

補講を実施の上、再試験を行う。ただし、再試験の費用については 3,000 円を受講者負担とする。

(シ) 研修欠席者に対する補講等の取扱い

①原則、遅刻早退欠席を認めない。欠席等の場合には講義開始前までに連絡することを義務付け、無断欠席が続く場合には面接指導する。その後も状況が改善しない場合には、受講中止を勧告することがある。

②研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を実施することにより当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については実態に即し 1 講義につき 2,000 円を受講者負担とする。

③原則として、補講できる単位は「項目」であるが、当学園で補講を実施する場合は「科目」ごとに、補講できるものとする。科目担当講師による直接指導が難しい場合には、視聴覚教材などを用いた補講を実施する。

④補講の実施は原則として当学園において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。

(ス) 受講の取り消し

①学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

②研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

原則、受講料納入後に受講を取り消す場合は、受講料の返還はしない。

(セ) 修了証書等の交付

指定時間の出席及び試験の到達度を確認し、基準を満たす者について修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(ソ) 研修事業責任（担当）者

直江美樹

(タ) 受講者の本人確認の方法

学生の場合は、受講申込の際に学生証にて確認する。一般の方の場合は、身分証明書（運転免許証等）の提示を求める。

(チ) その他、研修事業に係る留意事項

- ・研修中に配布する資料等の無断転載を禁じる。
- ・研修内容をカメラ・ビデオ・スマートフォン等で撮影することを禁止する。
- ・他者に罹患する恐れのある感染症にかかった場合は、受講を禁止する。なお、感染の疑いがある場合も、非感染が明確になるまで受講を禁止する。

以上